

一般会計

平成十五年度の地方財政は、地方税収入や地方交付税の原資となる国税収入が大幅に減少する一方で、公債費の累増等により、過去最大規模の財源不足が生じると見込まれています。本市の財政事情は、現在の経済情勢、人口推移等からも、市税の増収は望めず、また、地方交付税、その他の歳入においても増額が期待できない情勢であり、さらに今後も極めて厳しい状況になることが予想されます。今後、一層の財政健全化に取り組まなければなりません。

平成十五年度、本市はこうした経済社会情勢のなかで、「上余戸公営住宅整備」、「緊急地方道路整備」、「まちづくり総合支援整備」、「高城小学校プール改築」、「地方改善施設等整備」、「保育園改修」、「臨時地方道整備」、などの普通建設事業、「市制五十周年記念事業」、「倉吉パークスクエア利用促進」、「伝統的建造物群保存地区保存」、「ISO14001認証取得」などのソフト事業等を実施し、最終予算額は二百二十六億三千四百九十九万二千五百九十九円となりました。

最終予算額を性質別に見ると、義務的経費 百億二千八百六十万三千円（人件費 三十七億五千五百六十九万五千円、扶助費 三十四億三百七十四万六千円、公債費 二十八億六千九百六十六万二千円）が、44.4%を占め、投資的経費は、普通建設事業 十七億六千三百五十二万二千円（補助事業 六億三千八百十八万円、単独事業 十億五千二百二十万円、県営事業 負担金 七千二百六十七万二千円）、災害復旧事業 二億万円で 7.8%となります。その他は、物件費 二億九千六十万九千円、10.1%、補助費等 二十六億七千九百九十九万九千円、11.8%、出資貸付金 二十五億四千二百九十三万九千円、11.2%、繰出金 三十一億二千二百四十五万四千円、13.8%となります。普通建設事業の主なものとしては、上余戸公営住宅整備 三億六千六十七万七千円、

住民の皆さんの負担は次のとおりです

住民基本台帳人口 48,919人（平成 16. 3. 31現在）
 外国人登録人口 345人（平成 16. 3. 31現在）
 被保険者数 19,194人（平成 16. 3. 31現在）

区 分	調 定 額 (千 円)	住民一人当たり負担額 (円)
1 市 民 税	2,195,267	44,561
個 人 法 人	1,504,824	30,546
法 人	690,443	14,015
2 固 定 資 産 税	3,082,535	62,117
土 地	993,632	20,170
家 屋	1,505,548	30,561
償 却 資 産	560,914	11,386
交 付 金	22,441	
3 軽 自 動 車 税	107,871	2,190
4 市 町 村 た ば こ 税	339,321	6,888
5 特 別 土 地 保 有 税	38	1
6 都 市 計 画 税	274,399	5,570
小 計	5,999,431	121,327
国民健康保険料	1,581,054	82,372
国民健康保険税	2,998	156
小 計	1,584,052	82,528
合 計	7,583,483	203,855

被保険者一人当たり負担額

緊急地方道路整備 一億九千万円、まちづくり総合支援整備 一億二千六百八万円、高城小学校プール改築 九千三百八十四万四千円、地方改善施設等整備事業 六千六百二十万円等です。予算の執行については、経費支出の効率化に努め、人件費の抑制、物件費の削減等、一般行政の経費の合理化に努め、節度ある財政運営を堅持しています。

まちづくり総合支援整備、高城小学校プール改築などの事業を実施

五月三十一日、財政概況報告書の作成及び公表に関する条例第二条第一項の規定により、平成十五年四月一日から平成十六年三月三十一日までの期間の財政概況を公表しました。この概要をお知らせします。

一般会計予算執行の状況

(歳入)(単位:千円)

(歳出)(単位:千円)

	予算額		収入割合		収入済額	
	0	20	40	60	80	100
市 税	5,621,890	(98.7%)			5,546,318	
地方譲与税	229,102	(100.0%)			229,102	
利子割交付金	46,677	(100.0%)			46,677	
地方消費税交付金	532,444	(100.0%)			532,444	
ゴルフ場利用税交付金	8,058	(100.0%)			8,058	
自動車取得税交付金	98,831	(100.0%)			98,831	
地方特例交付金	177,987	(100.0%)			177,987	
地方交付税	6,213,879	(100.0%)			6,213,879	
交通安全対策特別交付金	9,951	(100.0%)			9,951	
分担金及び負担金	359,807	(93.4%)			336,234	
使用料及び手数料	240,204	(91.0%)			218,562	
国庫支出金	2,219,343	(93.7%)			2,079,683	
県支出金	1,262,733	(82.3%)			1,038,601	
財産収入	22,430	(92.2%)			20,675	
寄附金	18,262	(83.3%)			15,218	
繰入金	576,307	(0.6%)			3,281	
繰越金	321,571	(100.0%)			321,571	
諸収入	2,728,114	(75.7%)			2,065,518	
市 債	1,925,900	(10.2%)			196,900	
(歳入合計)	22,613,490	(84.7%)			19,159,490	
繰越明許費	576,083	(100.0%)			576,080	
(再計)	23,189,573	(85.1%)			19,735,570	

	予算額		支出割合		支出済額	
	0	20	40	60	80	100
議会費	205,096	(95.6%)			196,131	
総務費	2,636,068	(76.3%)			2,011,367	
民生費	5,388,677	(88.9%)			4,788,569	
衛生費	2,277,641	(80.6%)			1,835,735	
労働費	12,193	(92.3%)			11,253	
農林水産業費	797,836	(62.6%)			499,799	
商工費	2,434,301	(86.9%)			2,114,958	
土木費	3,514,412	(38.1%)			1,340,529	
消防費	653,955	(97.6%)			638,557	
教育費	1,845,001	(86.3%)			1,591,457	
災害復旧費	2,000	(43.8%)			876	
公債費	2,844,380	(99.4%)			2,826,048	
諸支出金	200	(50.0%)			100	
予備費	1,730	(0.0%)			0	
(歳出合計)	22,613,490	(79.0%)			17,855,379	
繰越明許費	576,083	(92.4%)			532,166	
(再計)	23,189,573	(79.3%)			18,387,545	

特別会計

国民健康保険事業

最終予算額は、四十二億八千六百三十三万円であり、歳入では、国民健康保険料十二億八千二百五十三万七千円、国庫支出金十四億九千三十五万四千円、歳出では、保険給付費二十六億二千五百八十八万四千円、老人保健拠出金十億九千七百七十九万八千円が主なものです。

介護保険事業

最終予算額は、二十九億二千九百九十五万五千円であり、歳入では、介護保険料四億四千二百二十九万九千円、国庫支出金八億三百九十四万九千九百九十九円、支払基金交付金九億八百五十六万九千九百九十九円、繰入金四億四百六十六万九千九百九十九円、歳出では、保険給付費二十八億三千九百六十六万九千九百九十九円が主なものです。

下水道事業

最終予算額は、三十六億九千三百三十二万八千円であり、歳入では、使用料及び手数料六億五千七百五十九万七千円、国庫支出金二億九千七百七十七万七千七百九十九円、繰入金十四億七千四百三十八万八千円、市債十億五千九百六十六万九千九百九十九円、歳出では、管渠築造等の工事請負費八億四千五百五十万九千九百九十九円、流域下水道維持管理費負担金四億八千九百六十六万七千九百九十九円が主なものです。

農業集落排水事業

最終予算額は、九億三千三百一十一万九千九百九十九円であり、歳入では、県支出金二億七千六百八十八万九千九百九十九円、市債二億八千三百二十万九千九百九十九円、歳出では、集落排水施設整備工事四億七千八百三十三万五千九百九十九円が主なものです。

特別会計予算執行の状況(歳入・歳出)

(単位:千円)

会計名	予算額	収入済額	支出済額
国民健康保険事業	4,281,630	3,984,430	3,647,391
介護保険事業	2,921,095	2,441,004	2,687,855
老人保健事業	5,628,321	5,008,631	5,200,792
簡易水道事業	93,540	39,897	76,689
住宅資金貸付事業	181,176	159,846	116,046
高齢者・障害者住宅整備資金貸付事業	9,807	7,042	9,721
土地取得事業	54,003	7,654	7,654
河北土地区画整理事業	122,447	121,387	121,387
河北第二土地区画整理事業	85,710	85,414	85,414
上井羽合線沿道土地区画整理事業	847,867	304,700	784,422
"(繰越)	389,270	389,270	381,068
下水道事業	3,693,328	1,185,140	3,332,267
"(繰越)	118,928	118,927	118,927
駐車場事業	33,872	31,924	32,516
農業集落排水事業	913,111	449,492	708,069
高城財産区	5,777	4,102	1,959
小鴨財産区	3,998	547	165
北谷財産区	158	158	0
上北条財産区	33,521	33,558	1,323

そのほかの特別会計については、順調に運営しています。

「上井ふるさと誌」を刊行

上井地区では、昨年12月の鉄道開通百周年また昨年10月の市制50周年を記念するとともに、地域の更なる振興・発展を祈念して「上井ふるさと誌」を発刊しました。

内容は、第一部「ふるさと上井のあゆみ」では、鉄道開通により急速に発展してきた上井地区の様子を、第二部「ふるさとの豊かな自然とルーツを探る」では、天神川や大平山古墳群等について取り上げています。

A4版 400ページ、4,000円(税込み)

問い合わせ先：上井公民館

(☎26-1736)



白い船

倉吉市長 長谷川稔



©谷口ジロー『遙かな町へ』小学館

かつてない猛暑が続きますが、一方で新潟・福井の豪雨を思う時、その事後対応を本市に置き換え、検証する機会といえました。

またこの間、十二地区で開いた合併問題説明会は出席者より、生活に密着した地域づくりへの願いが寄せられました。

七月初め、平田市の「雲州ふらた映画祭実行委員会」から五人の訪問を受けました。平田市において「動かない人」に対して、私たち映画祭は応援する気はありません。動く人を作ってください。平田は変わっていくのではないですか。と言われたそうです。これは本市にも言える事であり、「市民がやる事、行政が行う事、そして倉吉市全体が自分たちの住む倉吉を想う人間を作ってください。」と結ばれました。市長室には、その時贈られた映画「白い

船」の「思いは届き、夢は叶うもの」というのほり旗がそよんでいます。私は今無関心、人頼み、あきらめをやめようと思える場面です。ひたむきな高校野球が思いがけない力を発揮するのを見るにつけ、つくづく思われます。さて熱戦が続く夏の大会ですが、来年は倉吉市宮野球場が開催予定とされています。先頃高野連よりグラウンド状態の改良を申し入れられました。私は厳しい財政運営の中にあっても何としても市営球場で開催したいと考えている折に心配いだけ市民、事業所から財源の一部にと寄付の申し出を受けています。これはいかに市営球場に市民の思い出や想いが詰まっているのかを表しており、今回の整備において素晴らしい連携プレーを生むものと感じています。

二十五日からは松戸市から市民劇団の公演をはじめ、百二十人も市民に来倉いただき交流都市宣言を行いました。この交流は梨が取り持つ縁であり、さらに黒班病防止に役割を果たしたパラフィン紙を開発された奈良県大淀町からも参加いただいた事は望外の喜びでありました。八月に入るといよいよ打吹まつり。初めての踊り連もあり、牛鬼パレードも登場しまつりを盛り上げていただきます。どうぞお出かけください。

人権尊重都市宣言のまち倉吉

部落解放シリーズ 608

「地域でふつづに暮らしたい」

「ノーマライゼーション」が叫ばれて久しいのですが、障害のある人が、地域の中で「ふつづに暮らす」ことを社会の責任で支援するということについて、身近に考えてみませんか。

四十年前、私はある知的障害のある児童施設に勤務していました。当時は、子どもの人権を守るという配慮が少なく、施設入所が幸せに通じると信じられていた時代でした。地域との交流もなく、閉鎖的な生活だったことを覚えていきます。

十年前、私の担当だった生徒の一人が自宅に訪ねてこられ、今までの暮らしや近況など、とつとつと語られました。それから何人かの仲間と遠方から一日がかりでこられるようになり、たわいもない会話や買物を楽しんで帰られました。

会話の中で衝撃だったのは、六十歳過ぎの彼らが、子供時代の何年かの施設暮らしの様子や処遇について昨日のことのように鮮明に語られることでした。小さいから、障害があるからと忘れてしまつたろうと思つのは間違いで、障害の軽重や年齢にかかわらず、人間の尊厳を侵害された経験は、決して忘れないといつことを示しています。このことは、人権学習の中で学んだ「差別をした側はすぐにそのことを忘れるが、された側は、その痛みを決して忘れない」といふことだと思えます。高齢期に入った彼らが切望している



のは一住民として、一日でも長く地域で暮らしたいということです。でも彼らは、「相談する人がいない」「行く所がない」「楽しみがない」「祭りがあっても、呼びかけてもらえない」等々、地域で孤立しがちです。一定の収入、住まい、支援があれば地域で暮らせるのです。

「ノーマライゼーション」という「ふつづの暮らし」とは、一日のふつづのリズム、一週間の、一年の、一生のふつづの経験、男女交際のふつづの経験、地域社会とのふつづのかかわり、そして、自己決定(選択)と尊厳が、大切にされるくらしのことです。地域の側の側にある私たちがどうなのでしよう。差別の問題は、自分との距離があればあるほど「差別はいけない」と言いつつ、無関心になるといわれます。例えば近所に障害のある人のグループホームや作業所が出来るかと仮定した時、支援ボランティアの一人として彼らと距離をちぢめる努力をすることが私たちにできるのでしょうか。受け皿である地域住民の一人一人が、今問われていると思えます。

(部落解放・人権啓発資料作成委員会 相見)